

令和8年度採用 静岡市会計年度任用職員採用選考案内
<駿河福祉事務所 生活支援課 面接相談業務>

1. 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定 人数	職務内容
会計年度任用職員 (駿河福祉事務所 生活支援課 面接 相談業務)	若干名	生活保護の相談業務 (1) 相談内容の聴取と問題点の把握 (2) 相談内容に応じた活用可能な制度等の案内・助言・援助 (3) 生活保護制度の説明 (4) 生活保護申請に対する援助・申請受付 (5) 相談結果記録の作成

2. 勤務条件等

採用予定年月日	令和8年4月1日
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項）再度任用した場合も同様です。 ※勤務成績が優良な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。 ※再度任用した場合の最長任用期間は、公募の選考により採用された日から5会計年度です。
勤務場所	静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市役所駿河福祉事務所生活支援課（駿河区役所2階） ※敷地内禁煙
勤務時間	以下いずれかの勤務時間となります。 (1) 原則として月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時00分までの間で週30時間（6時間×5日） (2) 原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間で週31時間（7時間45分×4日） ※休憩時間が1時間あります。 ※時間外（休日）勤務のある場合があります。
休日等	週休日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日。 ※週31時間勤務の場合、週4日勤務のため、週休日が上記に加え1日追加されます。

報酬月額等	<p>(1) 週30時間勤務の場合 192,400円～200,700円（予定） ※報酬月額は、職務経験を加味して決定します。この採用選考による採用後、最長5会計年度、再度任用された場合の上限は、202,300円（予定）です。 ※その他、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、費用弁償（通勤）等が「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給されます。</p> <p>(2) 週31時間勤務の場合 198,800円～207,400円（予定） ※報酬月額は、職務経験を加味して決定します。この採用選考による採用後、最長5会計年度、再度任用された場合の上限は、209,000円（予定）です。 ※その他、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、費用弁償（通勤）等が「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給されます。</p>
休暇等	任用開始から6か月経過日を基準とした最大10日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出生サポート・出産・忌引・看護・両立支援・夏季等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇、育児休業等、社会保険等があります。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能です（事前の届出が必要です。）。

3. 受験資格

下記のすべての要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ①生活保護業務の経験3年以上の人
- ②社会福祉行政若しくは社会福祉施設における相談業務又はその他社会福祉にかかる相談業務の経験3年以上の人
- ③①と②を通算した業務の経験3年以上

(2) 次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 選考の実施日時・会場等

選考日時	選考会場
令和8年2月4日（水） ※集合時刻、試験時間等は受験票にてお知らせします。	静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所 2階 22会議室

5. 選考の内容

個別面接試験

6. 申込方法

申込方法	郵送若しくは持参又はインターネット
申込受付期間	令和7年12月24日（水）から令和8年1月28日（水）まで ※郵送の場合、消印有効ではありません。 ※持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで。土、日及び祝日を除く。 インターネットの場合、令和8年1月29日（木）午前0時00分以降の入力は無効です。
提出書類	① 静岡市会計年度任用職員（駿河福祉事務所生活支援課面接相談業務）採用選考申込書 ② 履歴書（市指定様式） ③ 職務経歴書（様式任意） 受験資格に係るものについて、詳細に記載してください。 ※提出書類及び面接時に取得した個人情報は、選考及び選考事務以外の目的には一切使用しません。 ※提出された書類は返却しません。 ※採用選考申込書は必ず本人が記入してください。 ※①については市指定様式に記入してください。ただし、インターネットによる申し込みの場合、①の採用選考申込書は不要です。
申込先	・インターネットで申し込む場合 以下のフォームから必要事項を入力してください。  ※URLでの接続も可能です。 URL https://logoform.jp/form/79j2/1372807 ※パソコン及びスマートフォンでの入力が可能です。

	<p>※入力完了後、登録いただいたメールアドレス宛に受付完了メールが送信されますが、受信を確認できない場合は、駿河福祉事務所生活支援課 生活福祉第3係までご連絡ください。</p> <p>・郵送又は持参で申し込む場合 〒422-8790 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市役所駿河福祉事務所生活支援課生活福祉第3係（駿河区役所2階） ※封筒の表に「採用選考申込書」と朱書きしてください。</p>
--	---

7. 受験票の発送

受験票は申込みがあり次第、隨時発送予定です。

8. 結果通知

合否にかかわらず、文書で全員に通知します。

9. 問合せ先

静岡市役所 駿河福祉事務所生活支援課 生活福祉第3係（駿河区役所2階）

〒422-8790 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話054-287-8653

※ただし、午前8時30分から午後5時15分まで。土、日及び祝日並びに12月29日から翌年1月2日までの日を除く。

静岡市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>

[トップページ]→[市政情報]→[静岡市のご案内]→[職員採用]→[非常勤・会計年度任用職員]→[令和8年4月採用 静岡市会計年度任用職員採用選考（駿河福祉事務所 生活支援課 面接相談業務）]